

放送大学セミナーハウス使用規程

平成22年10月13日

放送大学規程第9号

改正 平成23年3月23日、平成28年2月17日

(趣旨)

第1条 この規程は、放送大学セミナーハウス（以下「セミナーハウス」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用の目的)

第2条 セミナーハウスは、放送大学の学生、放送大学学園の教職員等が、研修、演習、実習、研究等を通じて相互の交流を図り、もって教育研究のより一層の進展に寄与するための施設として使用することを目的とする。

(管理人)

第3条 セミナーハウスに管理人を置く。

- 2 管理人は、セミナーハウスの維持管理にあたる。
- 3 管理人の業務については、外部の者に委託することができる。

(使用の範囲等)

第4条 セミナーハウスは、その目的に従い、次の各号に掲げるものに使用するものとする。

- 一 放送大学及び放送大学学園が行う研修、演習又は実習等
- 二 放送大学の学生団体が行う課外活動
- 2 セミナーハウスは、前項に定めるもののほか、同項の使用を妨げない範囲において、次の各号に掲げる者に使用させることができる。
 - 一 放送大学学園の教職員
 - 二 放送大学の客員教授、客員准教授及び非常勤講師
 - 三 放送大学の学生
 - 四 放送大学に受入の研究員等
 - 五 前4号に掲げる者のほか、学長が特に認めた者

(介助者の宿泊室の使用)

第4条の2 身体等に障害があり、介助者が必要であるとして大学から特別措置を認められている者又は身体等の障害により介助者が必要であると学習センター支援室長が認めた者が宿泊室を使用するときは、宿泊室を介助者に使用させることができる。

- 2 介助者が使用する宿泊室は、原則としてバリアフリーシングルルーム又はツインルームとし、障害がある者と同じ宿泊室を使用するものとする。
- 3 介助者の宿泊室の使用料の納付については、第8条に定めるところによる。

(使用日、時間及び期間)

第5条 セミナーハウスは、年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）を除く日に使用することができる。ただし、管理運営上必要があるときは使用することができない。

- 2 学長は、前項の許可に際しては、条件を付することができる。
- 3 研修室を使用できる時間は、午前9時から午後9時までとする。
- 4 宿泊室を連続して使用できる期間は、6泊以内とし、在室できる時間は、午後4時から翌日午前10時までとする。
- 5 前4項の規定にかかわらず、学長が特別の理由があると認めたときは、使用することができる日、研修室の使用時間並びに宿泊室の使用期間及び使用時間を変更することができる。

(使用の申込み)

第6条 セミナーハウスを使用するときは、次の各号に掲げる者が、それぞれ当該各号に定める期間に、別に定める使用申込書を学長に提出しなければならない。

- 一 第4条第1項各号に掲げるものに使用するときは、その責任者 使用する日の6か月前から3日前（土曜日、日曜日及び休日を除く。）の午後5時30分まで
- 二 第4条第2項各号に掲げる者が使用するときは、当該使用者又はその代表者 使用する日の3か月前から3日前（土曜日、日曜日及び休日を除く。）の午後5時30分まで
（使用の許可）

第7条 学長は、前条各号に掲げる者から同条による使用申込書の提出があつたときは、第4条第1項第1号に掲げるものに使用する場合を除き、その内容が適当であると認めるものについて、使用の許可をするものとする。

- 2 学長は、前項の許可に際しては、条件を付することができる。
（使用料の納付）

第8条 セミナーハウスの宿泊室及び研修室を使用する者は、使用料を納付しなければならない。

- 2 使用料は、学務部学習センター支援室に前納するものとする。
- 3 既納の使用料は、返還しない。ただし、使用する日の1日前（土曜日、日曜日及び休日を除く。）の午後5時30分までに学務部学習センター支援室まで取り消しの申し出があつた場合は、使用料の半額を返還することができるものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、本人の責によらない災害又は事故等によりセミナーハウスの宿泊室及び研修室を使用することができない場合で、当該事実の発生後1か月以内に学務部学習センター支援室まで取り消しの申し出があつた場合は、使用料の全額を返還することができるものとする。
- 5 使用料の額は、別に定める。
（使用者の心得）

第9条 使用者は、セミナーハウス使用許可書に記載された注意事項及び別に定める使用心得を遵守するとともに、管理人の指示に従わなければならない。

（使用許可の取消等）

第10条 学長は、次の各号に該当する者の使用を中止させ、又は使用許可を取り消すことができる。

- 一 セミナーハウスの使用申込書に虚偽の事項を記載した者
- 二 前号に規定する者のほか、この規程に違反した者
- 2 学長は、セミナーハウスの管理運営上支障が生じたときは、使用を中止させ、又は使用許可を取り消すことができる。
- 3 管理人は、この規程に違反した者又は管理人の指示に従わない者があるときは、学務部学習センター支援室長の指示を受け、使用を拒否し、又は退去させることができる。

（使用者の責務）

第11条 使用者は、故意又は過失により、施設、設備及び備品等を破損又は滅失したときは、その損害を弁償しなければならない。ただし、放送大学学園就業規則（平成15年放送大学学園規則第4号）第30条又は放送大学学園期間業務・時間雇用職員就業規則（平成15年放送大学学園規則第5号）第28条が適用されるときは、それぞれに定めるところによる。

- 2 使用者は、使用に伴う事故について、その責を負わなければならない。
（事務）

第12条 セミナーハウスに関する事務は、学務部学習センター支援室において処理する。

（雑則）

第13条 この規程に定めるもののほか、セミナーハウスの使用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成22年10月13日から施行する。

附 則（平成23年3月23日）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成28年2月17日）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。